

A区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、
亀山市、伊賀市、名張市）用

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】

（令和3年6月1日～令和3年6月20日）

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年6月21日（月）から同年8月6日（金）まで

※C区域（四日市市）の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ受付 令和3年8月6日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

＜宛先＞ **〒514-8799 津中央郵便局留**

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00008.htm)

②郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年7月16日（金）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。



【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

※必ずお読みください※

- 1 今回の飲食店時短要請協力金【第3期】に関する申請は、1事業者につき1回限りとなります。
- 2 区域により、要件、支給金額等が異なりますので、複数の区域で飲食店等を営業している場合は、それぞれ該当区域の申請受付要項をご確認いただき、まとめて申請してください。(第1号様式は1枚、その他は店舗ごとに作成して申請)
- 3 令和3年度に実施する三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県集客施設時短要請協力金、三重県酒類販売事業者等支援金及び三重県観光事業者支援金と本協力金は重複して申請することはできません。
- 4 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 5 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象店舗の時短営業の取り組みに係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 6 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いすることになります。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行いますのでご理解ください。
- 7 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 8 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

本要項において、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市を「A区域」と表記します。

I 協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が再拡大する中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定され、県内の飲食店を運営する事業者の皆様へ、営業時間の短縮等（以下「時短営業等」という。）への協力を要請しました。

まん延防止等重点措置の適用以降、新規感染者数は減少傾向がみられたものの、病床占有率は高く、医療体制に負荷がかかる状態は続いており、当初5月31日を期限としていたまん延防止等重点措置の適用期間が6月20日に延長されました。（6月14日に特に重点的に措置を講じる区域を変更）

県の要請に応じて、時短営業等の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の時短営業等に全面的にご協力いただける飲食店事業者の皆様に対して、「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】（以下「協力金」という。）を支給します。

■対象店舗

- ・県内で通常時に20時を越えて営業する飲食店
- ・県内で通常時に20時を越えて結婚式（披露宴や二次会等を含む）を開催する結婚式場（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も含む）

※6月1日～6月13日の期間のみ

■要請期間（支給対象期間）

令和3年6月1日（火）から同年6月20日（日）まで

■本要項における対象地域

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市（本要項において「A区域」と表記します）

※A区域以外の市町は本要項とは別に申請受付要項がありますので、該当する区域の申請受付要項を参照してください。

■要請内容（時短営業等とは）

（1）6月1日（火）～6月13日（日）

- ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない
- ・カラオケ設備の利用を行わない
- ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること

（2）6月14日（月）～6月20日（日）まで

- ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可

- ・カラオケ設備の利用を行わない
- ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること

■支給額

6月1日～6月13日分と6月14日～20日分をそれぞれ算定し、合算してください。

(1) 売上高方式【中小企業・小規模企業（個人事業主含む）】

令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの飲食業売上高（税抜き）に係数（6月1日～6月13日分は「0.4」、6月14日～6月20日分は「0.3」）を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られた金額を時短要請に応じた日数1日当たりの支給単価とします。

なお、1日当たり支給単価の上限は、6月1日～6月13日分：10万円、6月14日～20日分：7.5万円とし、下限は6月1日～6月13日分：3万円、6月14日～20日分：2.5万円とします。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

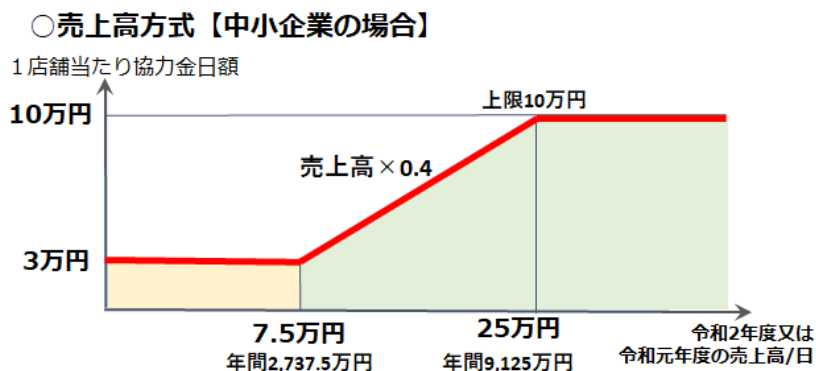
【算定方法】

令和2年又は令和元年の6月の売上高 ÷ 30日
 = 令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの売上高

① 6月1日～6月13日分

上記の1日当たりの売上高が

- ・ 75,000円以下：一律 3万円 × 時短日数（13日）
- ・ 75,000円超～25万円：1日当たりの売上高 × 0.4 × 時短日数（13日）
- ・ 25万円超：一律 10万円 × 時短日数（13日）

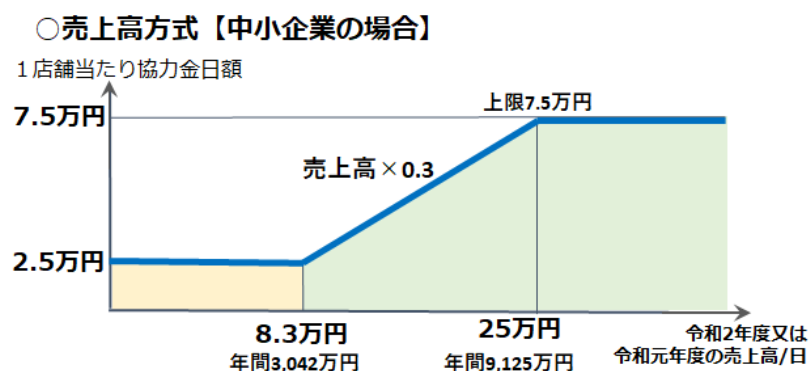


		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日

② 6月14日～6月20日分

上記の1日当たりの売上が

- 83,333円以下：一律 2.5万円×時短日数（7日）
- 83,333円超～25万円：1日当たりの売上げ×0.3×時短日数（7日）
- 25万円超：一律 7.5万円×時短日数（7日）



		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日

(2) 売上高減少額方式【大企業】※中小企業等においてもこの方式を選択可

令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの飲食業売上高（税抜き）から時短要請月（令和3年6月）の1日当たりの飲食業売上高を控除して得られた金額に0.4を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られた金額を、営業時間短縮要請等に応じた日数1日当たりの支給単価とします。

なお、1日当たり支給単価の上限は、6月1日～6月13日分は下記①、6月14～6月20日分は下記①又は②のいずれか低い額とします。

①20万円

②令和2年又は令和元年6月の1日当たり飲食業売上高に0.3を乗じた額につき、1千円未満を切り上げて得られた額

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

【算定方法】

(令和2年又は令和元年6月の売上高÷30日) - (令和3年6月の売上高÷30日)

×0.4 ※上限あり

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においても この方式を選択可	令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高と 令和3年6月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4 (上限20万円または前年度もしくは前々年度の 1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)
---	--

※但し、対象店舗を複数有する場合は、要請期間中、県内の全ての対象店舗の時短営業の実施が必要。

Ⅱ 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。

※事業者の範囲については、参考を参照してください。

参考 P. 16

- 1 県内に対象店舗を有し、営業時間・営業内容等の店舗の運営について決定権を有するものであること。
 - ・飲食店としての営業実態があること
 - ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は除きます。（対象店舗の支給額の算定においては、これらの売上高は除いてください。）
- 2 時短要請の全期間・全店舗において、時短営業等に全面的に協力したこと。
 - ・全面的に協力とは、時短要請の全期間・全店舗において、時短営業等に協力いただくことをいいます。（期間により要請内容等が異なりますのでご注意ください。）
なお、営業時間の短縮に替えて、終日休業していただく場合や、営業時間の短縮と休業を組み合わせて実施していただく場合も対象となります。
 - ・対象店舗を複数有する場合は、全ての対象店舗で時短営業の実施が必要です。1店舗でも時短営業にに応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象店舗において協力金が支給されませんのでご注意ください。
 - ・時短営業等とは、以下のことをいいます。
 - ① 6月1日～6月13日
 - ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
 - ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない
 - ・カラオケ設備の利用を行わない
 - ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること
 - ② 6月14日～6月20日
 - ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
 - ・カラオケ設備の利用を行わない
 - ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること
- 3 令和3年5月31日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること

※なお、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のほか、店舗を営業するうえで必要な許可等がある場合は、それら全ての許可等についても同様の状態である必要があります。

4 令和3年5月31日以前から、通常（時短営業開始前）の営業終了時刻が20時を越えていること

※通常営業終了時刻が対外的に広く周知されていることが必要です。

5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと

Ⅲ 申請手続き

■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

- ① 三重県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00008.htm



- ② 郵送にて請求（申請書類送付先へ請求、令和3年7月16日（金）までの受付）

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

■申請書類

以下の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※複数の区域で飲食店等を営業する場合は、第1号様式を1枚、その他は店舗ごとに作成して申請してください。

※C区域（四日市市）の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

＜申請に必要な書類＞ ※詳細は別表1を参照してください。 別表1 ……P10～P13

1	三重県飲食店時短要請協力金（第3期）支給申請書兼請求書【第1号様式】	10	店舗の内観写真（○）（※2）
2	時短営業実施店舗【別紙①】	11	本人確認書類の写し（○）（※2）
3	店舗ごとの協力金支給申請額計算書【別紙②（A区域）】	12	通帳の写し（○）（※2）
4	誓約書【第2号様式】	13	【売上高方式の場合】

5	提出書類チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年又は令和元年の確定申告書の写し(※2) ・令和2年又は令和元年6月分売上台帳(省略不可) 【売上高減少額方式の場合】 ・令和2年又は令和元年の確定申告書の写し(※2) ・令和2年又は令和元年6月分売上台帳(省略不可) ・令和3年6月分売上台帳(省略不可)
6	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し(※1)	
7	通常の営業時間が分かる資料の写し(○)(※2)	
8	時短営業を実施したことが分かる貼り紙の写し又は同貼り紙を貼付した店舗写真(○)	
9	店舗の外観写真(○)(※2)	

(○) 貼付台紙に貼り付けて提出してください。

(※1) 第1期及び第2期提出分の有効期間に第3期の要請期間が含まれている場合は省略できます。

(※2) 新規申請者のみ提出してください。第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年6月21日(月)から同年8月6日(金)まで

※いずれも消印有効

※複数の区域で飲食店等を営業している場合はまとめて申請してください。

※C区域(四日市市)の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

2 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> **〒514-8799 津中央郵便局留**

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

IV 協力金の支給までの流れ等

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

V その他

■公表について

時短要請にご協力いただいた店舗は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口
電話番号：059-224-2247
受付時間：9時から17時まで（平日のみ）
開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

提出書類一覧	
申請様式	1 ◆三重県飲食店時短要請協力金（第3期）支給申請書兼請求書 【第1号様式】 ※第1号様式は、訂正不可のため、書き間違えた場合は改めて書き直してください。
	2 ◆時短営業実施店舗 【別紙①】 ※該当区域の用紙を使用してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3 ◆店舗ごとの協力金支給申請額計算書 【別紙②（A区域）】 ※期間によって支給日額が異なりますので、6月1日～6月13日分と6月14日～6月20日分の2枚を作成してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分をそれぞれ該当区域の用紙を使用して作成してください。 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。
	4 ◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。ゴム印は認められません。
	5 ◆提出書類チェックシート 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。
店舗に関する添付書類	6 ◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し 原則として申請者本人名義の許可証が必要です。 ※第1期及び第2期提出分の有効期間に第3期の要請期間が含まれている場合は省略可能です。 （別紙③含む） ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※公安委員会が発行する社交飲食店営業許可証は不可です。 ※申請者本人名義と異なる場合は、申請者と飲食店（喫茶店）営業許可証の名義が異なる場合の理由書【別紙③】と合わせて業務委託契約書等、関係性を公的に証明できる書類が必要です。 詳細は相談窓口へお問い合わせください。
	7 ◆通常の営業時間が分かる資料の写し 〈貼付台紙1〉 時短営業前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。

三重県指令 〇保 第〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇号

住 所
営業所
番 号
氏 名

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった
飲 食 店 営 業 について
食 品 衛 生 法 第 5 2 条 の 規 定 に よ り 次 の 条 件
を つ け て 許 可 し ま す 。

令 和 〇 年 〇 月 〇 日

三 重 県 〇 〇 保 健 所 長 〇 〇 〇

条 件

有 効 期 間 令 和 〇 年 〇 月 〇 日 从 前
令 和 〇 年 〇 月 〇 日 以 降


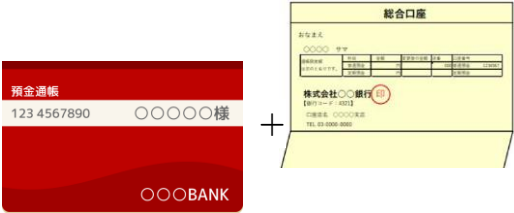
※数字については裏面を参照してください。 申請者責任者名 責任者資格の種類
飲食店営業(無業主)

有効期間に6月1日～6月20日が含まれていること。

	<p>例) 営業時間が記載された店舗看板の写真 営業時間が記載されたメニュー表の写し 営業時間が記載された店舗のチラシ又はホームページの印刷 …等</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※6月1日～6月20日に新規開業の場合は、時短営業終了後の営業時間の分かるものを添付してください。</p>
8	<p>◆時短営業を実施したことが分かる貼り紙の写し 又は 当該貼り紙を貼付した店舗写真 (貼付台紙2)</p> <p>時短営業を実施したことを対外的に広く周知したもの(三重県作成の貼り紙、自作の貼り紙等)をいいます。</p> <p>※以下の項目が記載されていることが必要です。</p> <p>①三重県の要請に応じたこと ②実施期間 ③通常の営業時間 ④時短営業期間中の営業時間(又は休業していること) ⑤酒類の提供(持込を含む)を行わないこと【6月1日～6月13日のみ】 ⑥カラオケ設備の利用を行わないこと ⑦店舗名 ⑧店舗住所</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※写真の場合は、貼り紙の内容が分かるものを添付してください。</p>
9	<p>◆店舗の外観写真 (貼付台紙3)</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店舗全体 ②店舗名</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※令和3年6月1日以降に撮影したものを添付してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
10	<p>◆店舗の内観写真 (貼付台紙4)</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店内全体 ②飲食スペース</p>

お願い

店舗の様子や状態は、添付された写真をもとに確認します。写真は複数枚添付いただいても構いませんので、分かりやすい写真の添付をお願いします。

	<p>※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）</p> <p>※令和3年6月1日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
申請者に関する添付書類	<p>◆本人確認書類の写し 〈貼付台紙5〉</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p>  <p>※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。（例：運転免許証のウラ面）</p>
	<p>◆通帳の写し 〈貼付台紙6〉</p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）</p> <p>※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>オモテ面 ①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人（漢字、フリガナ）</p> <p>1・2ページ目</p> 
	<p>【売上高方式の場合】</p> <p>令和2年又は令和元年の6月分の売上高を元に協力金の金額を算出します。</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」 ※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可） 「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し） ※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可） 確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳（省略不可） ※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載してください。 ※複数の店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

※飲食業と他の事業を実施している場合は、飲食業のみの売上高が分かるようにしてください。また、**テイクアウトやデリバリーの売上高は対象外となりますので、支給額の算定から除いてください。**

■新規開業の場合の提出書類

〔令和2年6月2日～令和3年5月31日までに開業した場合〕

開業日から令和3年5月31日（第1期からの継続申請は4月25日まで、第2期からの継続申請は5月8日）までの売上高を元に協力金の金額を算出します。

○提出書類

- ・「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・開業日から令和3年6月末までの売上台帳（省略不可）

〔令和3年6月1日以降に開業した場合〕

協力金の額は、6月1日～6月13日は日額30,000円（6月14日～6月20日に開業した場合は、25,000円）です。

○提出書類

- ・「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」

【売上高減少額方式の場合】

令和2年又は令和元年の6月分の売上高と令和3年6月分の売上高を比較した売上高減少額を元に協力金の金額を算出します。

○提出書類

- ・令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳（省略不可）
- ・令和3年6月分の売上台帳（省略不可）
※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載してください。
※複数の店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。
※飲食店と他の事業を実施している場合は、飲食店のみの売上高減少額が分かるようにしてください。

※提出書類の記載内容が不鮮明の場合は、差し替えを求めます。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

参考

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）とは

1 申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）における「中小企業者の範囲」および「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下	5人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2 特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などについては、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせるかどうかで判断します。